

薪ストーブ版

令和6年度

香取市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金

申請の手引き

香取市では、地球温暖化の防止並びに家庭におけるエネルギーの安定確保及びエネルギー利用の効率化・最適化を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置する方に対し、予算の範囲内において設置費の一部を補助します。

※交付申請前に本申請の手引きを必ずお読みください

※薪ストーブ以外の設備と同時に申請することが可能です。その場合は、同じ申請用紙に記載することができ、同じ提出書類を重複して提出する必要はありません。



令和6年4月

 香取市

1. 補助の条件（対象）、補助額

（1）薪ストーブの要件

次のいずれにも該当するもの

- ① 下記 a,b のどちらかであること。
 - a.住宅に設置する薪ストーブ
 - b.事業所又は区、町内会、自治会等のコミュニティ組織（以下区等という）の施設に設置する薪ストーブ
- ② 未使用品
- ③ 設置工事を請け負うことが出来る事業者が設置する薪ストーブであること
- ④ 令和5年度内に事業完了予定の薪ストーブ
- ⑤ 過去に本補助金を受けたことのない住宅・施設に設置するものであること（同一の住宅・施設であっても、補助を受けた世帯と異なる世帯や事業所、区等が申請する場合は補助対象）
- ⑥ 薪ストーブが設置されていない住宅・施設に設置するものであること（既存設備を完全に撤去した(する)場合の買い替えは補助対象）
- ⑦ 排煙や臭いを抑制する二次燃焼機能又はこれと同等以上の性能を有すること
- ⑧ 断熱二重煙突を使用すること。
- ⑨ 燃焼効率又は熱効率が60%以上であること

（2）対象者

次のいずれにも該当する方

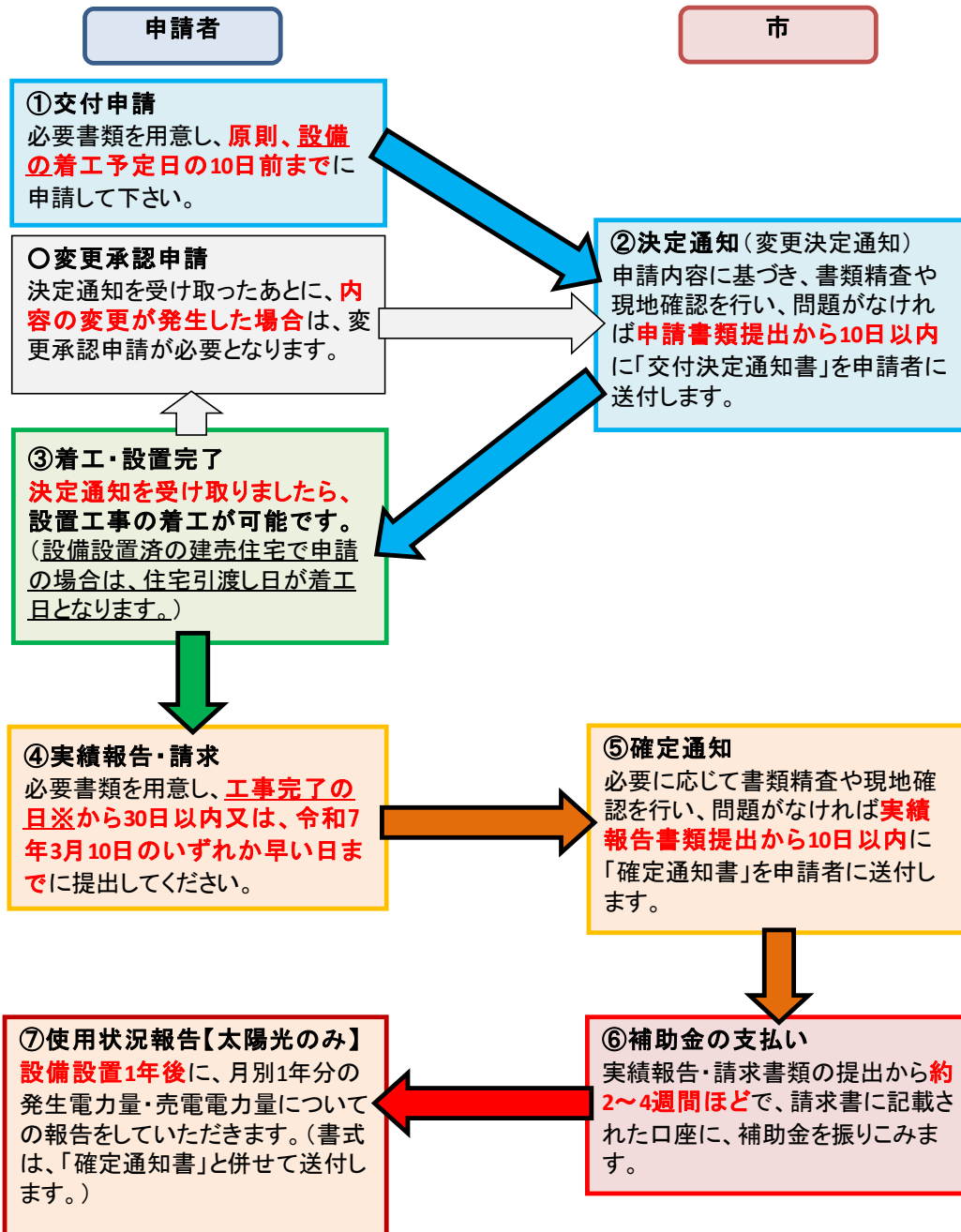
- ① 下記 a,b のどちらか
 - a.設置完了後速やかに本市に住民登録（外国人登録）ができること
 - b.市内に事務所を有する事業所若しくは区等であること
- ② 市税等を滞納していないこと
- ③ 省エネルギー設備を自ら購入し、所有する方（事業所・区等名義含む）
- ④ 自ら居住又はもしくは居住を予定している市内の住宅に省エネルギー設備を設置する方（建売住宅を購入する場合を含む）又は、自らが所在する事業所・区等が管理する施設に補助対象設備を設置する方
- ⑤ 遅くとも、令和7年3月11日（月）までに実績報告が出来る方

（3）補助額

設備設置の購入及び設置工事に係る費用※の半額（上限5万円）を補助します。（1,000円未満の端数は切り捨て）

※「設備設置の購入及び設置工事に係る費用」は、ストーブ本体の購入費用、本体の設置費用、煙突等の配管に係る直接経費の合計をいいます。

2. 補助金交付手続きの流れ



- ・書類及び添付書類への押印は原則不要となりますが、交付申請書類提出の際に、**リースで購入をする方は、第1号様式別紙2にリース業者と申請者の押印が必要**となります。実績報告書類提出の際に**様式第8号の請求書のみ押印が必要**となります。
- ・書類審査の都合上、上記の期日までに通知等が出来ない場合があります。
- ・上記手順に合致しない場合は、補助が受けられない場合がありますのでご注意ください。

※工事完了の日とは

既存又は新築住宅に新規設置 既存の事業所・区等の施設に設置	設備設置済の建売住宅を購入
次の日付のうちどれか遅い日	次の日付のうちどちらか遅い日
①設置工事完了日	①建物(設備)引渡日
②領収書発行日	②領収書発行日

3. 申請の前に

(1) 申請の受付について

令和6年4月1日(月)から開始します。

※1 **着工前申請**とします。新規設置の設備の場合は、原則として着工 10 日前までに申請してください。(着工まで 10 日を切っている場合はご相談下さい。) 設備設置済の建売住宅を購入する場合は、引き渡し日を着工日とします。

※2 **上記の着工とは、設備の着工を指します。(新築の場合、建物の着工をしていても構いません。)**

※3 予算枠に達した時点で補助金は終了します。(その際はホームページ上に掲載します。)

(2) 申請窓口、方法

補助金の交付を受けようとする方は、申請書に必要な書類を添付し**香取市役所 3 階 環境安全課へ直接提出**してください。支所や郵送等での申請、全ての書類が揃っていない場合の申請は受理できません。なお、申請の後の書類(変更・取下げ・実績報告)については、環境安全課窓口以外でも提出できます。提出可能な方法については、次ページ以降の表をご覧ください。

※ 本補助金申請は、代理の方が申請する場合も委任状等は必要ありませんが、「未納のないことの証明」及び「住民票の写し」の交付には、委任状が必要となります。それぞれ税務課(Tel 0478-50-1242)・市民課(Tel0478-50-1210)にお問い合わせください。また、登記事項証明書については、法務局にお問い合わせください。

申請の可否一覧

	申請の可否	令和5年度	令和6年度						令和7年度
			4/1		申請受付		3/10		
今年度契約・着工前 (10日前申請)	○			契約	着工		完了	実績報告	
前年度契約・着工前 (10日前申請)	○	契約			着工		完了	実績報告	
契約・完了済み	×		契約	着工	完了				
契約・着工済み	×			契約	着工	完了			
工事着工前申請3/10 までに実績報告不可	×				契約	着工		完了	

※令和7年度以降の募集については未定です。

4. 交付申請

提出場所(窓口)						提出方法							
環境安全課	可	小見川支所	×	山田支所	×	栗源支所	×	郵送	×	FAX	×	メール	×

補助金申請をされる方は、**原則として工事着工10日前までに**「香取市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書」(第1号様式)・「様式第1号別紙」に次の書類を添えて提出してください。
必ず別紙6チェックシートを確認して書類を揃えてください。

- ① 薪ストーブに係る経費の内訳が記載された工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し(及び住宅用省エネルギー設置に係る経費の内訳書)
- ② 薪ストーブの設備の形状、燃焼効率又は熱効率など、仕様が確認できる書類の写し
例：仕様書・カタログ等
- ③ 薪ストーブの設置予定図面(敷地配置図、立面図)
- ④ 住宅の位置図(住宅地図等)
- ⑤ 薪ストーブの設置工事前の現況カラー写真
- ⑥ 市税等の未納のないことの証明(香取市では、「納税証明書」を税務課・各支所で発行しております。他市町村に居住していた方も、当該市町村の直近5年分の同様の書類が必要です。)
- ⑦ 薪ストーブ調書
- ⑧ その他必要とする書類(承諾書・誓約書・名刺など)

提出場所(窓口)						提出方法							
環境安全課	可	小見川支所	×	山田支所	×	栗源支所	×	郵送	可	FAX	×	メール	×

5. 計画の変更・取下げ

交付決定を受けた後に、申請の内容を変更・取下げを行う方は、変更の場合は、「香取市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金変更申請書」(第3号様式)に、上記「4.交付申請」の提出書類を参考にして変更した書類を全て添付して提出してください。取下げの場合は、「香取市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付取下げ書」(第5号様式)を提出してください。

提出場所(窓口)						提出方法							
環境安全課	可	小見川支所	×	山田支所	×	栗源支所	×	郵送	可	FAX	×	メール	×

6. 実績報告及び請求書

補助金の交付決定を受けた方は、**工事完了の日(2.補助金交付手続きの流れのページの下図参照)から30日以内、または令和7年3月11日(月)のどちらか早い日までに**、「香取市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金実績報告書」(第6号様式)・「補助対象設備の概要」(別紙1)及び「香取市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書」(第8号様式)に次の書類を添えて提出してください。
必ず別紙8チェックシートを確認して書類を揃えてください。

- ① 薪ストーブの設置費の支払いを証する書類(領収書等)及び内訳書の写し
- ② 未使用品であることを確認できる書類の写し
例：保証書、保証申請書、出荷証明書 等
- ③ 薪ストーブの設置状況を示すカラー写真
- ④ 住宅の場合は住民票の写し(住民票抄本)、(事業所又は区等の施設への設置の場合にあっては、登記事項証明書又は規約。ただし、交付申請時に提出済の場合を除く。)
- ⑤ その他、必要とする書類(通帳のコピー等)

7.設備の処分

提出場所(窓口)					提出方法								
環境安全課	可	小見川支所	×	山田支所	×	栗源支所	×	郵送	×	FAX	×	メール	×

本補助金を受けて設置した設備を、法令で定める耐用年数（6年）を経過する前に処分しようとする場合は、「香取市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金設備処分承認申請書」（第10号様式）を提出し、市長の承認を得なければ処分できません。また、承認された場合でも処分を行うことで、収入が発生した場合は、その一部又は全部を納付していただくことがあります。

8. その他

（1）規則、要綱

この香取市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金に関する事項は次の規則・要綱に定められています。市のホームページからご確認ください。

- ① 香取市補助金等交付規則
- ② 香取市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

（2）注意事項

- ① 必要に応じて現地調査等を行います。
- ② 書類審査・現地調査等で交付条件に一致しない場合や虚偽等が発覚した場合は、補助金を受けることが出来なくなります。また、不当に補助金を受けた場合は返還していただきます。
- ③ 補助対象に間違いがないか十分にご確認のうえ申請してください。

【書類提出先・問合せ先】

香取市 環境安全課 環境班

〒287-8501

千葉県香取市佐原口2127

電話：0478-50-1248

Fax：0478-54-1290

アドレス：kankyo@city.katori.lg.jp